

沖縄県の栄養教諭・学校栄養職員による食育推進の実態及び課題の把握

豊田花恵*

The Actual Situation of Diet and Nutrition Teachers and Staffs Involved with School Meals in Okinawa
and Grasp of the Problems in the Food Education

Hanae TOYOTA*

要約

沖縄県の学校における食育推進と充実を図るため、栄養教諭と学校栄養職員の食に関する指導の実践内容や教職員との関わりを比較し、その差異や重なりを分析した。「平成28年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」の結果データを整理分析し、沖縄県内の栄養教諭と学校栄養職員計22名を対象にした質問紙調査を行った。その結果、沖縄県の公立小中学校における食に関する平成31・令和元年度の指導の実績の指導時間総数には校種による有意差があった。職種×校種の二要因参加者間分散分析の結果、小学校では栄養教諭の方が有意に多く、指導時間総数は小学校が有意に多かった。特別支援学校の給食の時間の平均指導時間は、公立小中学校の合計に比べて約3倍であり、日常的に連携できる組織体制について特別支援学校と公立小中学校で差異が見られた。栄養教諭は学校や教職員に教材や資料を積極的に提供しており、教科の目標の実現の過程に食育の視点を位置づけた指導について十分に理解し作成した指導案や教材が提案できれば、学級担任や教科担任は既存の教科時間内に児童生徒の実態や理解度に応じた実践が可能となり、指導の量と質を向上できることが示唆された。その一方で、すべての栄養教諭や学校栄養職員が、所属校における食に関する指導の全体計画の作成や見直し修正に参画していない状況から、栄養教諭や学校栄養職員が作成の中心的役割を担っているとは断言できない。加えて、栄養教諭や学校栄養職員は所属校における食に関する指導の全体計画2の進行において、関連教科等の指導内容の進捗を十分に把握できていない状況があった。コーディネートが困難な理由として「給食管理の多忙」を挙げた者が過半数であったことから、学校教育活動の中で効果的な食育活動を継続的に展開するには、業務の効率化を図ると共に栄養教諭・学校栄養職員から積極的に他の教職員に関わり、紐帯関係を構築することが重要である。

以上のことから、本研究で明らかになった沖縄県の学校で現在行われている食育の更なる推進の手立て・方向性は、①小学校の学校栄養職員の指導と中学校の栄養教諭・学校栄養職員の指導の量と質の充実、②学校及び共同調理場の食育推進体制の構築、③すべての栄養教諭・学校栄養職員の所属校の食育推進に関する組織への参画、④栄養教諭・学校栄養職員による所属校における食に関する指導の全体計画の進捗状況の把握と進行の支援、⑤教科等の目標の実現の過程に食育の視点を位置づけた指導の学校教育活動全体での展開の5点に集約できる。

【キーワード】 食に関する指導 食育の視点 栄養教諭 学校栄養職員 沖縄 学校給食

*琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）・沖縄市立美東小学校栄養教諭

1 はじめに～問題の所在と背景～

1.1 学校における食育の位置づけ

2005年に食育基本法が施行されたことに伴い、学校で食に関する指導の中核を担う栄養教諭制度が開始された。2006年には食育推進基本計画が策定され、現在は第4次食育推進基本計画（農林水産省 2021）に基づく施策が推進されている。

中央教育審議会（2008）は、食育を社会環境の変化への対応の観点から、教科等を横断して改善すべき事項として示し、これを踏まえ、幼稚園教育要領（文部科学省 2008a）では「食育を通じた望ましい食習慣の形成」が、学習指導要領（文部科学省 2008b, 2008c, 2009a, 2009b）では「学校における食育の推進」が、はじめて総則に明記された。これは、望ましい食習慣の形成が国民的課題となっている状況から、食育を学校教育活動全体の中で、継続的・体系的に推進することを求めていることを意味しており、2017年から2019年に改訂・告示された幼稚園教育要領、学習指導要領（文部科学省 2017a, 2017b, 2017c, 2018a, 2018b, 2019a）でも継続している。

さらに中央教育審議会（2021）は、9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策として、健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実と栄養教諭の配置促進を示している。

1.2 本研究が着目する学校給食の課題

はじめに、本研究では全国の学校給食の課題として次の2点に着目した。1点目は小学校と中学校の完全給食実施率の地域差について、2点目は栄養教諭・学校栄養職員は勤務する調理運営方式に合わせた食育推進の実効的な手立てについてである。

(1) 学校給食の実施状況調査が示す格差と課題

全国の学校給食の課題として、小学校と中学校の完全給食実施率の地域差がある。その改善のため第3次食育推進基本計画（農林水産省 2016:11）では、「中学校における学校給食実施率を90%以上にする」という数値目標が掲げられ、達成に向けて各自治体が中学校給食の実施を急速に進め

た。鷹（2018）は、「公立中学校の完全給食率は地域格差があり」、「給食がない地域に住んでいることによって、就学援助の支援内容に格差が生じる」ことを指摘し、各地方自治体へ完全給食の実施と質の確保を求めた。「平成30年度学校給食実施状況調査」（文部科学省 2019b）によると、完全給食（主食、おかず及びミルクから成る給食）を実施する公立小学校は19,194校（99.3%）、公立中学校は8,702校（93.2%）であった。この結果は、数値目標は達成されたものの地域差が存在していることを示している。実際、この調査結果から公立小学校に比べて実施率が低い公立中学校の完全給食実施状況を都道府県別に見ると、低い順に神奈川県（44.5%）、滋賀県（65.3%）、佐賀県（72.9%）、高知県（77.1%）、京都府（77.5%）、岩手県（84.9%）、兵庫県（86.9%）、広島（88.4%）と8県が目標値を下回っていた。

(2) 調理運営方式に合わせた対応が求められる栄養教諭・学校栄養職員の食育推進の手立て

学校給食の調理運営方式は、単独調理場方式（いわゆる自校方式）、共同調理場方式（いわゆるセンター方式）及びその他調理方式^{注1}）で区分される。単独調理場方式は、学校のもつ環境が作り出す食育やそれを活かした活動や学校の教育課程に合わせた給食内容が提供可能である。一方で臨時行政調査会（1983）の「行政改革に関する第五次答申（最終答申）」を受けて、文部省（1985）が運営の合理化を積極的に推進したため、共同調理場方式への転換や民間委託等が増加している。単独調理場方式の場合、子どもたちに調理の現場を見せ調理中の匂いを感じさせるほか、教科や学校行事と連携した給食を組み立てやすい等の高い教育効果がある（牧下 2009）。共同調理場方式やその他調理方式では、同様の効果は簡単には期待できないものの、地方自治体の厳しい財政状況を鑑みると、単独調理場方式以外の場合でも学校給食の質と量を担保し、どのように運営するかについて地域全体で考えることが求められており、こうした状況に対応した食育推進の手立てについて研究する必要がある。

学校内の指導体制について、山口・五十嵐

(2018)は「共同調理場勤務者の中に指導時の教職員との連携や、事前打ち合わせの時間確保ができていないと回答した者の割合が高かった」と、学校から離れた場所にありがちな共同調理場での勤務が、栄養教諭と教職員の連携を難しくさせることを報告した。共同調理場に勤務しながら学校で教職員と連携し、食育を今以上に推進させるためには、環境に合わせ現実的に継続できる効果的な工夫や手立てが必要である。

学校給食の献立内容について河合（2006）は、「給食の味や地元食材利用の評価は、学校栄養職員や関係機関の努力の結果なされるものであって、単純な運営形態の二分割で判断することはできない」と述べ、施設・設備、予算等の限られた条件の中でより良い学校給食を提供するために栄養教諭・学校栄養職員の献立作成能力の重要性を指摘している。つまり、栄養教諭・学校栄養職員には、調理運営方式に対応したより良い給食献立を作成することやその給食献立を活用した効果的な食育を実践する資質・能力が求められている。このように、とりわけ共同調理場に勤務する栄養教諭・学校栄養職員に求められている課題は複数あり、その解決に向かうため共同調理場に勤務する栄養教諭・学校栄養職員に焦点化し、食育推進のための具体的手立てについて研究する必要がある。

1.3 沖縄県の栄養教諭・学校栄養職員の環境

完全給食の実施状況についての公立学校種による差や地域格差があることは先に述べたが、小学校と中学校の共同調理場方式とその他調理方式の実施割合にも校種と地域で差がある。筆者が

表1 学校給食実施状況

		学校数(校)	児童・生徒数(名)
全国	小学校	19,244	6,291,487
	中学校	8,741	2,553,813
沖縄県	小学校	265	99,014
	中学校	145	44,943

【注】 学校数は完全給食と補食給食(主食は提供しないが、ミルク及びおかず等から成る給食)を実施する学校数の合計を示す。

奉職している沖縄県は、共同調理場方式が多い。

「平成30年度学校給食実施状況調査」(文部科学省2019b)の結果から、全国と沖縄県の公立の小学校及び中学校の給食実施学校数とそこに通学する児童生徒数からなる実施状況規模を表1に、調理運営方式別に喫食している児童及び生徒数とその割合を抜き出したものを表2にそれぞれ示した。全国で共同調理場方式が80%以上の高い割合を占める都道府県は、小学校では順に、鳥取県、島根県、沖縄県、青森県、滋賀県の順に5県であるのに対し、中学校では順に16県(鳥取県、大分県、島根県、岩手県、沖縄県、滋賀県、青森県、愛媛県、熊本県、香川県、宮城県、宮崎県、福島県、高知県、茨城県、三重県)に増える。このように、両校種とも沖縄県はその上位に位置しており、共同調理場方式の提供が9割を超えているという特徴がある(表2)。

その一方で、沖縄県では学校給食未実施の小学校1校、中学校4校以外の全てで完全給食が実施されている^{注2)}。沖縄県において本格的に給食が始まったのは昭和20(1945)年の終戦後である。昭和37(1962)年には小学校で0.8%、中学校で0%(公益財団法人沖縄県学校給食会2013:44)であった完全給食実施率は、昭和47(1972)年には小学校80.5%、中学校67.3%まで上昇し、小学校は全国平均(94.2%)に近づき、中学校は全国平均(50.6%)を超え、さらに昭和52(1977)年は小学校97.1%、中学校90.7%となり両校種ともに全国平均(それぞれ97%、55.7%)を超えた(藤原2018)。島嶼県である沖縄県で、完全給食の実施

表2 調理運営方式別の児童及び生徒数と割合

		単独調理場方式	共同調理場方式	その他調理方式
全国	児童数(名)	3,656,070	2,588,122	47,295
	割合(%)	58.1	41.1	0.8
全国	生徒数(名)	754,294	1,538,137	261,382
	割合(%)	29.5	60.2	10.2
沖縄県	児童数(名)	9,238	89,776	0
	割合	9.3	90.7	0
	生徒数(名)	1,159	43,784	0
	割合(%)	2.6	97.4	0

が急発展した背景には、「一定期間の給食物資の無償化や給食設備費用の優遇など日本政府による本土復帰時の特別措置^{注3)}が影響を与えた」(藤原 2018)がある。

上述のように、沖縄県の学校給食は共同調理場方式が多いことから、必然的に栄養教諭と学校栄養職員の勤務地は共同調理場となり、複数校の給食管理、給食提供と食に関する指導を任される場合が多い。沖縄県の栄養教諭は、平成 19(2007)年度に学校栄養職員から 4 名が採用(任用替え)され、令和 2(2020)年度は 37 名が在職している。

「平成 27 年度学校給食実施状況調査」(文部科学省 2017d)によると、平成 27(2015)年度の沖縄県は、栄養教諭と学校栄養職員を合わせた 146 名中 39 名(27%)が栄養教諭という状況であった。これは、当時の全国平均(45%)の 6 割であり、十分な配置状況であるとは言い難い状況が続いている。

1.4 先行研究と本研究の目的

学校における食に関する指導の充実に向けて、実態を調査し、今日的課題を把握した研究はいくつか報告されている。例えば、岡崎・堀端・三好・香川・仙波(2010)の女子栄養大学の実施した栄養教諭免許法認定講習の受講者を対象とした栄養教諭の職務の内容に関する実態調査、片渕・中村・本田(2009)、村上・松下(金尾)・山本・笠間・射越(2012)、氏家・平本(2013)、山口・五十嵐(2018)の特定の地域の栄養教諭・学校栄養職員の取り組みの成果と課題に関する報告がある。他にも、2007 年の栄養教諭制度の開始年度に全国の栄養教諭を対象とした家庭科教諭との連携に向けた調査(小林・岸田 2010)があるが、これに対する沖縄県の回答者は最大 4 名(2.3%)と少ない。

このように、100%に近い完全給食実施率でありながらも、共同調理場に勤務する栄養教諭・学校栄養職員が多いという特徴がある沖縄県における、食に関する指導の実態に着目した包括的な研究は管見の限り存在せず、換言すれば栄養教諭と学校栄養職員の実践について問題の解明と課題の把握ができていない状況である。

そこで本研究では、沖縄県の学校における食育推進と充実を図るため、栄養教諭と学校栄養職員

の食に関する指導の実践内容や教職員との関わりを比較し、その差異や重なりを分析することを通して、問題を整理し課題を明確にすることを目的とした。

それには、まず共同調理場勤務の栄養教諭が現実的に継続できる効果的な手立てを探る基礎資料が必要になる。そのため、沖縄県教育庁保健体育課が調査した「平成 28 年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」^{注4)}の結果データを整理分析した。本調査のような両職種を対象とした調査は、平成 28 年度以外では実施されておらず栄養教諭と学校栄養職員の両方から回答を得た唯一の調査結果である。この調査結果は、学校における食育推進状況の把握や栄養教諭配置促進等の基礎資料であるものの、集計結果の分析や検証・考察結果は一般に開示されていない。そこで再整理の上、分析、考察することを試みた。その上で、この考察結果を基に質問紙を作成し、令和 2 年度現在の沖縄県における栄養教諭と学校栄養職員を対象に質問紙調査を行い、栄養教諭と学校栄養職員の食に関する指導の実践内容や教職員との関わりを整理・比較した。これに加えてその差異や重なりを分析し、問題の洗い出しと課題を明確にすることを試みた。

2 調査対象・内容と方法

2.1 調査 I 「平成 28 年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」について

まず、既存の調査からわかる学校における食育推進の実態と課題を本研究に反映させるために、沖縄県教育庁保健体育課に「平成 28 年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」の結果データの提供を依頼し、提供された結果データを整理分析した。この調査は「①食に関する指導等の実績について」、「②家庭・地域との連携について及び個別指導(食物アレルギー・偏食・肥満など)について」、「③栄養教諭と学校栄養職員の所属する学校の各学年 1 学級を抽出した児童生徒対象の食に関するアンケート」から構成される。今回は①のみ提供されたため、その結果データを整理分析した。この調査の対象となった栄養教諭と学校栄養職員(本務及び臨時的任用)は 137

名で、平成 28 年度栄養教諭・学校栄養職員研修会の行政説明にて沖縄県教育庁保健体育課の学校給食・安全班担当主事から説明と依頼を受け、自由意志で調査に協力する形で回答した(回答 88 名、回収率 64%)。

2.2 調査Ⅱ「栄養教諭と学校栄養職員を対象とした質問紙調査」について

調査Ⅰの分析結果から、より詳しい実践の内容や正確な回数とその成果と課題の必要性が生じたため、令和 2 年 10 月に栄養教諭と学校栄養職員を対象に質問紙調査を実施した。調査に用いた質問紙(様式 1 は公立小中学校所属対象者用、様式 2 は全対象者用)を資料 1, 2 として付録した。質問内容は、沖縄県教育庁保健体育課が行った指導実績調査項目に加えて、教材や資料提供の状況、食に関する指導の全体計画(以下、「全体計画」と)の関わり、コーディネートへの意識が調査できる項目で構成した(表 3)。

この調査Ⅱの実施に際して、調査対象者には丁寧な事前説明と回答内容について追加的な調査が必要であることが実施前段階から予想できた。そのため、対象は平成 31・令和元年度と令和 2 年度の勤務校(所属先)が同一である、沖縄県内の特別支援学校栄養教諭 4 名と学校栄養職員 1 名(以下、「特別支援班」)、中頭地区及び八重山地区の公立小中学校に配置された栄養教諭 6 名(以下、「栄養教諭班」と)と学校栄養職員 11 名(以下、「学校栄養職員班」)の本務職員^{注5)}に限定した(表 4)^{注6)}。

質問紙調査の回収率は 100%(栄養教諭 10 名と学校栄養職員 12 名)であった。

特別支援学校勤務の学校栄養職員が 1 名しか

表 3 調査Ⅱにおける質問項目

①食に関する指導の実績(授業時数)
②資料・教材等の提供
③家庭・地域と連携している取組
④個別相談・指導の取組
⑤所属校・勤務先の状況
⑥食に関する指導の全体計画への関わり
⑦給食管理や食に関する指導
⑧食に関する指導のコーディネート(連携・調整)
⑨職務に対する意識

いなかったため、特別支援学校勤務の栄養教諭と学校栄養職員の回答は合わせたものを結果として用いて考察することとし、それ以外の校種に勤務する栄養教諭と学校栄養職員は職種別で取りまとめ考察した。また、調査時期が年度途中であったため、平成 31 年 4 月から令和 2 年 9 月までを対象期間として調査したが、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの平成 31・令和元年度の結果をまとめ考察した。

量的なデータ解析には js-STAR version 9.8.7j を使用した。

3 結果と考察

3.1 調査Ⅰ「平成 28 年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」結果データの整理分析

表 5 に、沖縄県教育庁保健体育課が実施した調査に対する公立小中学校所属の栄養教諭と学校

表 4 アンケート対象者

所属	職種	人数 (名)	勤務地		所属校	
			単独調理場 (名)	共同調理場 (名)	小学校 (名)	中学校 (名)
中頭 八重山	栄養教諭	6	2	4	6	0
	学校栄養職員	11	1	10	5	6
特別支援	栄養教諭	4	4	0	—	—
	学校栄養職員	1	1	0	—	—

表5 栄養教諭・学校栄養職員が実践した食に関する指導の平均時間数（平成28年度）

職/人数	指導対象		教科	教科外	授業外	給食の時間	総数
栄養教諭 /27名	小学校	平均(時間)	8.0	20.9	6.7	143.4	179.1
	27名	SD	14.38	16.21	11.69	262.51	270.92
	中学校	平均(時間)	2.8	4.0	17.2	44.0	68.0
	6名	SD	3.90	4.92	19.57	119.66	129.93
学校栄養職員 /61名	小学校	平均(時間)	2.5	19.3	12.1	53.3	87.3
	22名	SD	3.50	28.53	75.10	106.18	143.27
	中学校	平均(時間)	2.0	5.4	15.3	13.0	35.8
	31名	SD	3.62	16.51	14.54	17.75	28.77

【注】給食提供先が小学校もしくは中学校のみの施設では他方の校種が指導対象にならないため、在職人数が指導実績の人数と一致しない。異常値を含めた数値である。

表6 公立小中学校の栄養教諭・学校栄養職員が実践した食に関する指導の平均時間数（平成31・令和元年度）

職/人数	指導対象		教科	教科外	授業外	給食の時間	総数
栄養教諭 /6名	小学校	平均(時間)	7.0	19.0	1.6	67.5	95.2
	6名	SD	3.94	9.75	3.14	46.95	49.56
	中学校	平均(時間)	0.8	0.8	0	14.3	15.8
	4名	SD	1.50	1.50	0.00	16.86	18.55
学校栄養職員 /11名	小学校	平均(時間)	0.5	14.4	10.6	8.7	35.6
	9名	SD	2.26	13.67	15.12	16.10	34.49
	中学校	平均(時間)	3.7	0.1	2.1	4.1	6.5
	11名	SD	0.65	0.30	1.81	9.12	8.65

【注】給食提供先が小学校もしくは中学校のみの施設では他方の校種が指導対象にならないため、在職人数が指導実績の人数と一致しない。

栄養職員（回答88名、回収率64%）の回答結果を集計したもののうち、食に関する指導時間数の平均（時間）を示した。マン・ホイットニーのU検定の結果、小学校の給食の時間と中学校の教科外の指導に有意傾向が見られた（小学校： $p = .0629$, $.05 < p < .10$; 中学校： $p = .0836$, $.05 < p < .10$ ）ものの、全体的に見て指導時間数に統計的な有意差は確認できなかった。

この回答をよく見ると、回答者によって時間の単位や実践回数の計数解釈に差がある（栄養教諭2件、学校栄養職員4件）ことや入力ミス（栄養教諭1件、学校栄養職員2件）が確認できた。そこでこれらを異常値と判断し、異常値を全て除い

て再度分析したところ、どの時間枠でも職種による有意差は見られなかった。つまり、食に関する指導時間数には栄養教諭と学校栄養職員という職種による差はない。この調査には、指導の内容や効果等を考察できる質問項目がないためこれ以上の分析ができない。それゆえ、栄養教諭が十分に職務を果たせていない状況なのか、反対に学校栄養職員も栄養教諭レベルの実践ができているのかを明確にする必要がある。

3.2 調査Ⅱ「栄養教諭と学校栄養職員を対象とした質問紙調査」

(1) 調査概要と背景

表6に平成31・令和元年度の食に関する指導

表7 特別支援学校の栄養教諭・学校栄養職員が実践した食に関する指導の平均時間数（平成31・令和元年度）

職/人数		教科	教科外	授業外	給食の時間	総数
栄養教諭・ 学校栄養職員/5名	平均(時間)	3.4	1.4	1.6	153.4	159.8
	SD	4.56	1.67	1.52	34.80	30.41

の平均時間（時間）を示した。

1) 給食の時間や教科等、授業外における食に関する指導について

ア 公立小中学校の結果

表6より公立小中学校に所属する栄養教諭と学校栄養職員は、給食の時間を中心に教科や特別活動・総合的な学習の時間等の教科外、朝会・集会等の授業外で指導していたことがわかる。

栄養教諭と学校栄養職員の両方を合わせた指導時間総数の平均は、小学校59.4時間(SD 49.71)、中学校9時間(SD 12.04)であり、マン・ホイットニーのU検定の結果、指導時間総数には校種による有意差があった($p < .01$)。指導時間総数について、職種×対象学校種の二要因参加者間分散分析の結果、交互作用は有意であった($F_{(1, 26)} = 4.53, p < .05$)。各要因の単純主効果を分析した結果、小学校では栄養教諭班の方が有意に多く($F_{(1, 26)} = 12.66, p < .01$)、指導時間総数は小学校が有意に多かった($F_{(1, 26)} = 22.48, p < .01$)。栄養教諭・学校栄養職員の65%が小学校に所属(表4)し、両職種とも所属校の指導を中心としながら、所属校以外の給食受配校での指導に努めているものの、この結果は、特に中学校における指導が十分とは言えない状況を示唆している。

食育推進の課題について鈴木(2011)は、栄養教職員^{注7)}の不在や教職員間の連携の希薄、中学校における食育の横断的な展開の困難性を挙げていることから、今後は、小学校での学校栄養職員による指導と中学校での両職種による指導の量的充実を図るとともに、その指導内容や指導体制も合わせて改善する必要がある。この改善のためには、栄養教諭の資質向上や管理職・教職員の食に関する指導への意識改革、調理場職員の協力体制の強化だけでなく、これまで積極的に食に関する指導を実践してきた学校栄養職員を栄養

教諭として採用(任用替え)し、食に関する指導の量と質を担保できる栄養教諭を増やすことが有効であろう。

イ 特別支援学校の結果

表7に特別支援班が実践した食に関する指導の平均時間数を示した。特別支援班と公立小中学校の栄養教諭の回答状況には大きな差が見られた。特別支援班の給食の時間の平均指導時間は159.8時間であり、公立小中学校を合わせた平均指導時間の46.2時間(SD 45.56)と比較すると約3倍の時間を示しており、特に給食の時間に集中して指導していることがわかった。

2) 教材や資料の提供について

表8に学校や教職員に提供した教材や資料の平均回数、表9に教材や資料の内容と提供した人数・割合(%)を示した。教材や資料の提供回数の平均は栄養教諭班が30.3回に対し、学校栄養職員班が16.5回、特別支援班が27.0回であった。クラスカル・ウォリス検定の結果、教材や資料の提供回数の平均には班による有意差があった($p < .05$)が、スティーブル・ドゥワスの方法で多重比較した結果、有意差は見られなかった。

内容は給食管理に付随する「①給食の時間の放送資料」は3班とも、80%以上が提供していた。

栄養教諭班と特別支援班に着目すると、「②授業内容に関する資料や情報」、「③食物アレルギーを有する児童生徒の安全管理を図る資料」を全員

表8 学校や教職員に提供した教材や資料の平均回数

提供回数	栄養教諭 /6名	学校栄養 職員/11名	特別支援 /5名
平均	30.3	16.5	27.0
SD	14.94	10.60	7.58

表9 学校や教職員に提供した教材や資料の内容と人数・割合

教材・資料の内容		栄養 教諭/ 6名	学校 栄養 職員 /11名	特別 支援 /5名
①給食の時間の放送資料	N	5	10	4
	%	83.3	90.9	80.0
②授業内容に関する資料や情報	N	6	6	5
	%	100.0	54.5	100.0
③食物アレルギーに関する資料	N	6	3	5
	%	100.0	27.3	100.0
④アンケート調査結果を基に作成した資料	N	5	2	6
	%	83.3	18.2	120.0
⑤教育計画に入る給食・食育に関する資料(⑦⑧⑪⑫以外)	N	5	3	2
	%	83.3	27.3	40.0
⑥行事や食べ物に関する教材や資料	N	5	4	9
	%	83.3	36.4	180.0
⑦食に関する指導の全体計画1	N	5	2	4
	%	83.3	18.2	80.0
⑧食に関する指導の全体計画2	N	5	2	3
	%	83.3	18.2	60.0
⑨給食週間の教材や資料	N	4	5	4
	%	67	45	80
⑩学校保健委員会資料	N	3	4	9
	%	50.0	36.4	180.0
⑪食中毒発生時対応に関する資料	N	2	1	4
	%	33	9	80
⑫残量調査結果を基に作成した資料	N	2	4	0
	%	33.3	36.4	0.0
⑬食育月間の教材や資料	N	1	1	3
	%	16.7	9.1	60.0
⑭異物混入発生時の対応に関する資料	N	1	1	2
	%	16.7	9.1	40.0
⑮その他	N	3	4	0
	%	50.0	36.4	0.0

【注】複数の教材や資料を提供し全体合計が人数を上回る場合、割合は100%を超える。

が積極的に提供していた。特別支援班は、授業内容以外で「⑥行事や食べ物に関する教材や資料」を全員が年間を通して提供していた。また学校保健委員会の資料や全職員で共通理解する必要のある、「④児童生徒や家庭アンケート調査を基に作成した資料」を提供しており、教職員に対し児童生徒や家庭の情報を伝える等の連携を図る取組を積極的に実践していることがわかった。

文部科学省(2019c:23)は「関連する教科等において食に関する指導を行う場合には、当該教科等の目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に『食育の視点』を位置付け、意図的に指導することが重要」と示している。栄養教諭・学校栄養職員がこれを十分に理解した上で、作成した指導案や教材を提案することができれば、学級担任や教科担任は既存の教科時間内に児童生徒の実態や理解度に応じた実践ができる。これにより共同調理場勤務で栄養教諭・学校栄養職員が直接授業に参画できない場合においても活用でき、指導の量と質を向上させることができる。このように、栄養教諭・学校栄養職員は直接的な指導参画だけではなく、学級担任や教科担任が効果的かつ日常的に食に関する指導を行うことができる支援の充実に視野を広げることも重要である。

3) 家庭・地域への食に関する指導について

家庭や地域(特別支援学校においては寄宿舎を含む)を対象に指導した実践の種類・回数の平均は、栄養教諭班は4種類・15.7回、学校栄養職員班は2.6種類・11.7回、特別支援班は5種類・16.8回であった。その内容は食育(給食)たよりの配付、給食試食会の開催、授業参観日に食育活動の実施、保護者に向けた講話、料理教室の開催であった(表10)。

料理教室は、栄養教諭班と特別支援班が実践していた。料理教室を実施するには、給食主任と協働して企画することや学年主任との調整、PTA等の参加者への案内、施設や調理道具の準備、協働スタッフ確保等のネットワークや連携調整力が必要である。教職員と普段からコミュニケーションをとり協働できる関係を構築していることが実践を可能にする理由の一つだと考えられる。

特別支援班の特徴的な取組として、寄宿舎を利用する児童生徒の保護者を対象とした取組やアンケートがあった。

4) 個別的な相談・指導(食物アレルギー・肥満・食形態の調整など)について

表11に個別的な相談・指導(個別指導)を実施したのべ人数(個別指導の対象となった児童生徒ののべ人数)及びのべ実施回数と平均(各班の

表 10 家庭・地域（寄宿舎）への取組内容と人数・割合

取組内容		栄養 教諭 /6名	学校 栄養 職員 /11名	特別 支援 /5名
①給食試食会の開催	N	4	5	5
	%	66.7	45.5	100.0
②保護者向け講話	N	4	6	4
	%	66.7	54.5	80.0
③料理教室の開催	N	4	0	2
	%	66.7	0.0	40.0
④地域講演会の実施	N	1	0	0
	%	16.7	0.0	0.0
⑤食育(給食)だより配付	N	5	10	5
	%	83.3	90.9	100.0
⑥朝食レシピ集配付	N	1	1	1
	%	16.7	9.1	20.0
⑦島野菜レシピ集配付	N	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
⑧郷土料理レシピ集配付	N	0	1	1
	%	0.0	9.1	20.0
⑨栄養等相談日の実施	N	0	1	1
	%	0.0	9.1	20.0
⑩授業参観日に食育活動の実施	N	4	5	1
	%	66.7	45.5	20.0
⑪アンケートの実施	N	1	0	3
	%	16.7	0.0	60.0
⑫寄宿舎対象の講話や料理教室	N	—	—	3
	%	—	—	60.0
⑬その他	N	1	0	0
	%	16.7	0.0	0.0

構成員1名あたりの関与人数と回数)を示した。指導内容の選択肢の一つである「食形態の調整」は、特別支援班のみに記載し調査した。食物アレルギーの指導は全ての班で実施されていたものの、それ以外の指導は、栄養教諭班・学校栄養職員班と特別支援班で実施状況に差異が見られた。食物アレルギーの指導以外の実施状況をまとめたものをマン・ホイットニーのU検定を用いて比較した結果、栄養教諭班・学校栄養職員班と特別支援班が実施した個別指導のべ人数とのべ

実施回数の両方に有意差があった($p < .01$)。この結果では、公立小中学校で個別指導が求められていないのか、あるいは学校内で実践されているものの、栄養教諭・学校栄養職員が参画していない状況なのかといった詳細までは分からないため、養護教諭を含む教職員全体に対してさらに詳しく調査する必要性を示している。丹野(2015)は、個別指導の実践内容は食物アレルギーが最も多く、「安心・安全な給食を提供するために最優先される食物アレルギー対応はどの栄養教諭、学校栄養職員も取り組んでいるものの、肥満や偏食、るい瘦など、直接的に給食業務に関わらない事項については取り組むことが難しい」ことを報告し、今後ますます多様化する児童生徒の食課題に対応するために、給食管理業務の軽減及び栄養指導の方策を探ることを今後の課題として示した。それゆえ、公立小中学校における個別指導の需要やその実施体制をさらに詳しく調査しなければならない。

一方で、共同調理場勤務の栄養教諭・学校栄養職員は給食管理の多忙から、食物アレルギー以外の個別的な相談・指導は必要と感じつつも、個別指導に求められる継続した関わりが難しい環境に置かれていることが多い。文部科学省(2019c:236-237)は、個別的な相談指導の進め方における教職員の役割について、特に学級担任は、児童生徒の生活環境や日常の行動等を知る立場にあることから、教職員の共通理解と協力のもと、日頃から十分な協力的配慮を行うことが大切であり、日々の学校生活や給食の時間における児童生徒の実態把握と指導を行いつつ、生活習慣の課題については重点的に養護教諭・栄養教諭との連携を図ることを示している。栄養教諭・学校栄養職員は、自ら積極的に他の教職員と交流・連携を図り、学級の実態や児童生徒の個別的な課題を共有し、学級担任に資料や情報を提供することで学級担任の指導を支援することができる。

他にも、特別活動の目標の中で行う指導を提案し、支援・実践することで、児童生徒を集団や自己の生活上の課題の解決を家庭の協力を得ながら取り組むことができる。栄養教諭・学校栄養職員はチーム・ティーチングでの授業実践や指導

表 11 個別的な相談・指導の内容別実施状況（実施のべ人数・実施のべ回数）

内容	栄養教諭/6名		学校栄養職員/11名		特別支援/5名		
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	
①食物アレルギー	N	103	56	81	44	29	52
	平均	17.2	9.3	7.4	4.0	5.8	10.4
②肥満	N	0	0	0	0	14	59
	平均	0	0	0	0	2.8	11.8
⑨その他	N	2	22	0	0	0	0
	平均	0.3	3.7	0	0	0	0
⑩食形態の調整	N	—	—	—	—	26	114
	平均	—	—	—	—	5.2	22.8

【注】 平均：栄養教諭班，学校栄養職員班，特別支援班の構成員1名あたりの関与人数・回数。
1回に複数名の相談・指導を行う場合と1名に複数回の相談・指導を行う場合があった。
やせ，偏食（食文化や宗教上の理由も含む），スポーツ栄養，便秘，貧血，低身長項目は，
「実践した」と回答する者がいなかったため提示していない。

表 12 個別的な相談・指導の方法と人数・割合

相談・指導方法	栄養教諭/6名		学校栄養職員/11名		特別支援/5名	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①関係者連絡会議	N	2	5	5	5	5
	%	33.3	45.5	45.5	100.0	100.0
②保護者面談	N	5	5	5	7	7
	%	83.3	45.5	45.5	140.0	140.0
③児童・生徒面談	N	1	2	2	5	5
	%	16.7	18.2	18.2	100.0	100.0
④教職員面談	N	2	1	1	7	7
	%	33.3	9.1	9.1	140.0	140.0
⑤電話相談	N	3	0	0	6	6
	%	50.0	0.0	0.0	120.0	120.0
⑥資料提供	N	7	1	1	3	3
	%	116.7	9.1	9.1	60.0	60.0
⑦寄宿舎職員面談	N	—	—	—	3	3
	%	—	—	—	60.0	60.0

【注】 相談・指導方法を複数の内容で実践し全体合計が人数を上回る場合，割合は100%を超える。

案・教材の提供，児童生徒が意思決定した取り組みへの支援，助言等で継続的に参画することが可能となる。

特別支援班が積極的に実践している「食形態の調整」として，給食や寄宿舎の食事の食形態や摂食嚥下等の食べる機能に関する相談支援であり，

寄宿舎のある学校で特に積極的に行われていた。さらに，「肥満」に対する個別指導が保護者面談や資料提供の方法で実践されていた。

個別指導の内容については，やせ，偏食（食文化や宗教上の理由も含む），スポーツ栄養，便秘，貧血，低身長項目があったが，「実践した」と

表 13 個別指導を取り組んで良くなったこと
(人数・割合)

良くなったこと		栄養 教諭 /6名	学校栄養 職員 /11名	特別 支援 /5名
①食の安全面の向上	N	5	5	6
	%	83.3	45.5	120.0
②栄養管理の充実	N	4	1	7
	%	66.7	9.1	140.0
③児童生徒のQOLの向上	N	4	2	3
	%	66.7	18.2	60.0
④保護者のQOLの向上	N	7	2	3
	%	116.7	18.2	60.0
⑤学級担任の負担軽減	N	4	0	1
	%	66.7	0.0	20.0
⑥教職員の食の関心 が高まった	N	2	2	5
	%	33.3	18.2	100.0
⑦保護者の食への関心 が高まった	N	2	2	3
	%	33.3	18.2	60.0
⑧教職員との信頼関係	N	6	4	6
	%	100.0	36.4	120.0
⑨保護者との信頼関係	N	5	5	6
	%	83.3	45.5	120.0
⑩調理員の食の関心 が高まった	N	0	1	3
	%	0.0	9.1	60.0
⑪学校内の組織力 の向上	N	2	0	1
	%	33.3	0.0	20.0
⑫調理場の組織力 の向上	N	0	0	4
	%	0.0	0.0	80.0
⑬寄宿舎職員の食への関 心の高まり	N	—	—	2
	%	—	—	40.0
⑭寄宿舎との信頼関係	N	—	—	2
	%	—	—	40.0
⑮児童生徒に合った食形 態の給食提供	N	—	—	3
	%	—	—	60.0

【注】複数の内容を実践し各々の良くなったことが同じ回答で
全体合計数が人数を上回る場合、割合は100%を超える。

回答する者はいなかった。

「個別的な相談・指導の方法」(表12)は、食物アレルギーでは関係者連絡会議の中で組織の一員として専門的に指導支援する場合と保護者や教職員、指導対象者の児童生徒と個別面談する場合があった。特別支援班は寄宿舎職員との面談もあり、校内組織の連携が良好な様子が見え

た。「取り組んで良くなったこと」(表13)として、栄養教諭班から食の安全面の向上、児童生徒のクオリティ・オブ・ライフ(Quality Of Life, QOL)の向上、保護者のQOLの向上、学級担任の負担軽減、教職員や保護者との信頼関係が挙げられた。つまり、給食管理を中心とした定例の関係者会議以外に、児童生徒と保護者に個別的な相談指導と資料提供を行うことで、給食の時間以外のQOLを高めながら信頼関係を構築し、家庭や教職員と連携する指導支援につながっていることがわかった。

特別支援班の特徴として、食の安全面の向上、栄養管理の充実、児童にあった食形態の給食提供を通して保護者や教職員との信頼関係を構築している。文部科学省(2021)は、特別支援学校における児童生徒に対する食事の管理について、「家庭や寄宿舎における食生活や病院における食事と密接に関連していることから、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学校医、主治医及び保護者等の関係者が連携し、共通理解を図りながら、児童生徒の生活習慣全体を視野に入れた食事管理に努めること」を示している。特別支援班の「意識して実践していること」(自由記述)では、「・食物アレルギーの管理は組織的に行うこと。」「・保健室と連携して健康データの確認(毎年の健康診断の結果をデータで確認する。))」「・給食時間に偏食、苦手なもの、食形態、食の進み具合等の情報交換をするように見回っている。」があり、特別支援学校の栄養教諭・学校栄養職員が、学級担任、養護教諭、保護者、寄宿舎職員の関係者と連携して生活習慣全体を含めた食事管理と食に関する指導を一体とするために、給食を生きた教材として、給食の時間に集中的に実践する姿を捉えることができた。これは栄養教諭・学校栄養職員が学校内に常時勤務する単独調理場方式であるがゆえに可能となる連携と組織体制であり、その上に構築された栄養に関する管理と指導が一体化された実践事例だと言える。

5) 全体計画との関わり

農林水産省(2016:18)は、「食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導

表 14 所属校の全体計画②(関連教科等の指導内容)の進捗状況の把握を行っているか(人数・割合)

職/人数		把握	やや把握	あまり	ない
栄養教諭/6名	N	1	3	0	2
	%	16.7	50.0	0.0	33.3
学校栄養職員/11名	N	0	2	4	5
	%	0.0	18.2	36.4	45.5
特別支援/5名	N	1	0	0	4
	%	20.0	0.0	0.0	80.0

表 15 所属校の全体計画 1 の作成や見直し修正への関わり(人数・割合)

職/人数		ある	ない
栄養教諭/6名	N	5	1
	%	83.3	16.7
学校栄養職員/11名	N	4	7
	%	36.4	63.6
特別支援/5名	N	4	1
	%	80.0	20.0

表 16 所属校の全体計画 2 の作成や見直し修正への関わり(人数・割合)

職/人数		ある	ない
栄養教諭/6名	N	4	2
	%	66.7	33.3
学校栄養職員/11名	N	2	9
	%	18.2	81.8
特別支援/5名	N	2	3
	%	40.0	60.0

に係る全体計画の作成を推進する」と各学校で全体計画を作成することの必要性を挙げている。文部科学省(2019c:37-41)は全体計画1及び2について作成の視点と例を示している。

全体計画1の内容は、①幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園と小学校、小学校と中学校の間での連携、②地場産物の活用、③家庭・地域等との連携、④全体計画の評価の4つから構成されており、全体計画2の内容は、①関連教科等の指導内容、②特別活動の指導内容、③個別的な相談指導の3つから構成されている。氏家・平本(2013)は、栄養教諭等の役割について、学年別カリキュラムの進捗状況を把握することが、年間計画の作成におけるコーディネーター役や授業実践を計画的に進めるために重要だと指摘している。それゆえ、栄養教諭・学校栄養職員が学校内の食育をコーディネートするために、食に関する指導の関連教科等における学年別指導内容の進捗状況を把握することに努め、全体計画の作成や

修正に関わることが重要であると考えた。そこで「所属校の全体計画2(関連教科等の指導内容)の進捗状況の把握を行っているか」を質問した結果、「あまり把握していない」「把握していない」を合わせた否定的な回答が占める割合が、栄養教諭班33%、学校栄養職員班82%、特別支援班80%(表14)であり、把握しているとは言い難い。

「全体計画1及び2の作成や見直し修正への関わり」の有無について質問した栄養教諭・学校栄養職員の結果(表15、表16)を、2×2フィッシャーの直接確率計算(両側検定)を用いて比較したところ、全体計画1及び2の作成や見直し修正への関わりについて有意差はなかった(全体計画1: $p = .1312 > .1$; 全体計画2: $p = .1094 > .1$)。

「食に関する指導の内容の検討や調整を行う体制が整っていると思うか」に対して、「思わない」「全く思わない」と否定的な回答をした者は栄養教諭班で3名(50%)、学校栄養職員班6名

表 17 食に関する指導の内容の検討や調整を行う体制が整っていると思うか（人数・割合）

職/人数		とても	思う	やや	あまり	思わない
栄養教諭/6名	N	0.0	1	2	2	1
	%	0.0	16.7	33.3	33.3	16.7
学校栄養職員/11名	N	0.0	3	3	3	2
	%	0.0	27.3	27.3	27.3	18.2
特別支援/5名	N	0.0	2	1	2	0
	%	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0

(54%)と半数以上であり、特別支援班は2名(40%)であった(表17)。

これらの結果から、氏家・平本(2013)が指摘する栄養教諭等の役割を果たす上で重要な学年別カリキュラムの進捗状況を把握できているとは言えず、年間計画の作成におけるコーディネーター役を十分に果たせていないことがわかった。

「第3次沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅ(万人)プラン～」(沖縄県2018)では、99.5%の学校が食育に関する指導の全体計画を作成済と報告している。しかし、すべての栄養教諭や学校栄養職員が所属校の全体計画作成や見直し修正に参画していない状況から、作成の中心的役割を担っているとは断言できない。実効性のあるものにするために栄養教諭・学校栄養職員が参画した食育推進体制の構築が求められる。

所属校の全体計画2の関連教科等の指導内容の進捗状況の把握を十分に行えていない状況が見られた。大嶋(2020)は、「いのちに関わる専門職である養護教諭として、子どもたちに伝えたい思いや内容があるにもかかわらず、『各学年のどの教科や単元と関連させるのがより有効なのか』についての知識や指導技術は未熟である」と自省し、「養護教諭も各学年、各教科の学習内容を理解するとともに、管理職をはじめ多くの教職員と連携し、校内のカリキュラム・マネジメントに関わっていくことが必要である」ことを指摘している。これは養護教諭に限らず栄養教諭にも当てはまる。栄養教諭が年間を通した教科の流れを理解し、学級担任と給食の時間のコミュニケーション

や学年たよりから関連教科等の予定学習内容を把握し、学年主任や教科担当に学習の進捗状況を確認することで適切なタイミングで指導案や教材を提供することができ、全体計画の進行を支援することができる。このように効果的に全体計画を機能させるためには、栄養教諭を所属校の食育担当として校務分掌に位置付けることや指導内容の検討や情報交換、専門的な意見を発信できる場への参画等の体制整備が必要であるが、栄養教諭は所属校以外の給食提供にも関わり、業務が繁雑であることから、課題は学校側の体制整備だけではないとともに簡単には解決できないというのが実態である。

6) 食に関する指導のコーディネーターが困難だと感じる理由

表18に食に関する指導のコーディネーターが困難だと感じる理由(複数選択)をまとめた。困難と感じる回答数の一人あたりの平均は、栄養教諭班2.0件(SD 1.41)、学校栄養職員班は3.1件(SD 1.58)、特別支援班では2.8件(SD 1.30)であった。その理由として、栄養教諭班と学校栄養職員班では「給食管理業務で忙しい」がどちらも半数を超えた。学校栄養職員班は「教職員と話す機会が少ない」が多く、共同調理場から離れた場所にある学校に数多く足を運ぶことが難しいことや栄養教諭班は「コーディネーターをする機会がつかめない」が多いことから、学校にいる時間が少ないことが想像できる。とりわけ、経験年数25年以上のベテラン栄養教諭が「教職員が多忙化の中、食育を提案して実践するまでの計画を入れるの

表 18 食に関する指導のコーディネーターが困難だと感じる理由（人数・割合）

困難だと感じる理由		栄養 教諭 /6名	学校 栄養 職員 /11名	特別 支援 /5名
①給食管理業務で忙しい	N	4	7	2
	%	66.7	63.6	40.0
②教職員等と話す機会が少ない	N	2	7	2
	%	33.3	63.6	40.0
③コーディネーターをする機会がつかめない	N	3	5	3
	%	50.0	45.5	60.0
④どのように進めたらよいか分からない	N	1	4	2
	%	16.7	36.4	40.0
⑤共同調理場勤務であるため	N	1	3	—
	%	16.7	27.3	—
⑥栄養教諭ではないため	N	0	2	1
	%	0.0	18.2	20.0
⑦必要とされている内容がわからない	N	0	3	0
	%	0.0	27.3	0.0
⑧やりにくいと思わない	N	1	1	1
	%	16.7	9.1	20.0

が難しくなってきたと感じる」と記述していたことから、教職員の多忙化により情報交換や打ち合わせの時間が取りにくい現状が理由として挙げられる。栄養教諭・学校栄養職員の行う給食管理も食の安全を担保するための対策や対応が複雑かつ増加傾向にあるが、学校で食育を推進するためには、さらなる児童理解と教師理解に努め、多忙な教職員の視点に立ち、継続的に実践できる実態に応じた指導を計画的に展開することが重要である。そのためには、共同調理場の組織体制や業務内容を見直し、一丸となって取り組まなければ継続困難であることが予測できる。

4. まとめ

本稿では、沖縄県の栄養教諭・学校栄養職員の実践する食に関する指導の実態を調査し、問題の洗い出しと課題を明確にするとともに、とりわけ共同調理場勤務の栄養教諭が現実的に継続できる効果的な手立てを探る基礎資料となるデータを整理することを目的とした。

はじめに沖縄県教育庁保健体育課から提供された「平成 28 年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」の結果データを整理分析した。食に関する指導時間数には栄養教諭と学校栄養職員という職種による差はない結果から、栄養教諭が十分に職務を果たせていない状況なのか、反対に学校栄養職員も栄養教諭レベルの実践ができていないのかを明確にする必要があることがわかった。調査結果を分析していく中で、単に授業実績を調査するのみでは栄養教諭・学校栄養職員の指導内容と役割を捉えることは不十分だと感じた。そこで、教材や資料の提供、全体計画との関わり、コーディネーターが困難と感じる理由等の質問から教職員と保護者への支援や関わり、コーディネーターとしての働き、それらの課題がわかるよう、沖縄県内の栄養教諭と学校栄養職員計 22 名を対象に質問紙調査を実施した。

公立小中学校における食に関する指導の実績から、指導時間総数には校種による有意差があり、小学校では栄養教諭の方が有意に多く、指導時間総数は小学校が有意に多かった ($F_{(1, 26)} = 22.48$, $p < .01$)。今後は、小学校での学校栄養職員による指導と中学校での両職種による指導の量的充実をその指導内容と合わせて改善する必要がある。

特別支援学校の給食の時間の平均指導時間は 159.8 時間で、公立小学校と中学校を合わせた平均指導時間の 46.2 時間と比べて約 3 倍であった。

栄養教諭が学校や教職員に教材や資料を積極的に提供していることが確認できた。教科の目標の実現の過程に食育の視点を位置づけた指導について十分に理解し作成した指導案や教材を提案することができれば、学級担任や教科担任は既存の教科時間内に児童生徒の実態や理解度に応じた実践が可能となり、指導の量と質を向上できることが示唆された。

一方、コーディネーターが困難な理由として「給食管理の多忙」を挙げた者が両職種とも半数を超えた。氏家・平本 (2013) の調査でも同様の結果が示されており、業務の効率化に向けた具体策の必要性が指摘されている。しかしながら、栄養教諭・学校栄養職員の連携相手である教職員も多

忙であり、働き方改革も求められる中、情報交換や相談できる時間や場面は必然的に限定される。学校教育活動の中で効果的な食育活動を継続的に展開するには栄養教諭・学校栄養職員から積極的に他の教職員に関わり、紐帯関係を構築することが重要である。その実現のためには、チームとしての学校の機能強化を目指し、学校のみならず共同調理場の管理職のリーダーシップの下に食育に関する連携体制の強化と業務内容の見直しや整理等を行って業務の効率化を図り、栄養教諭・学校栄養職員から積極的に学校側に寄り添うことができるように努めることが必須である。

以上のことから、本研究で明らかになった沖縄県の学校の現状における食育推進の手立て・方向性は以下の5点に集約できる。

- 小学校の学校栄養職員の指導と中学校の栄養教諭・学校栄養職員の指導の量と質の充実
- 学校及び共同調理場の食育推進体制の構築
- すべての栄養教諭・学校栄養職員の所属校の食育推進に関する組織への参画
- 栄養教諭・学校栄養職員による所属校における全体計画の進捗状況の把握、進行の支援
- 教科等の目標の実現の過程に食育の視点を位置づけた指導の学校教育活動全体での展開

最後に本研究の限界を示す。調査時の背景として、令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校や教育課程編成上の対応から栄養教諭や学校栄養職員が食育に関する指導に入れない状況や急な欠食対応による給食の食材や食数の管理、共同調理場内の感染予防対策等が生じた。そのため、この結果を過去の実績と単純比較することは難しい。さらに、栄養教諭・学校栄養職員に実施したアンケート調査に係る説明と依頼も対面で実施できない状況であったため、書面と電話での対応となり、時間的制限から調査対象を限定する形で実施した。そのため対象が沖縄県内に配属されている栄養教諭や学校栄養職員の一部であり、本稿のデータが沖縄県全体の現状を反映しているとは断言できない。沖縄

県の実態を明らかにするために調査対象者を増やすことや、調査対象を栄養教諭・学校栄養職員、教育行政関係組織と連携・協力し、食育を実践する立場の教職員を含めて、あまねく全国で同様の調査を行うことが求められる。

謝辞

本研究を遂行するにあたり、本研究の基礎資料となる「平成28年度栄養教諭、学校栄養職員の食に関する指導の実績等調査」の結果データを沖縄県教育庁保健体育課より提供していただきました。また、沖縄県内の栄養教諭・学校栄養職員の皆様から質問紙調査に御協力を賜りました。この調査の質問項目やその結果の分析については、名桜大学人間健康学部スポーツ健康学科 神田奈津子准教授、琉球大学農学部亜熱帯生物資源科学科 井口直子准教授、宮城一菜准教授から貴重な御示唆を賜りました。琉球大学教育学部学校教育講座 岡花祈一郎准教授からは、幼稚園教育に関する資料を提供していただきました。琉球大学大学院教育学研究科 吉田安規良教授には、研究の方向性や論文のとりまとめについて多大な御示唆を賜りました。本研究の遂行に際して、御協力ならびに御指導賜りました方に対して、この場を借りて重ねて心から感謝申し上げます。

注釈

- 1) 「その他調理方式」とは主にデリバリー方式であり、学校の設置者である自治体等が給食施設をつくらず、民間事業者の給食・弁当等の調理施設で学校給食を調理し配送する方式を示す。
- 2) 「平成30年度学校給食実施状況調査」の給食未実施校は児童心理治療施設や児童自立支援施設に併設されている分校と中高一貫教育を志向している県立中学校2校であった（その後、令和2(2020)年度から県立中学校1校の給食が開始されている）。
- 3) 沖縄県は昭和47(1972)年の本土復帰まで米国統治下にあり学校給食用物資の無償供与があった一方で、本土ではへき地以外は有償であった。日本政府は復帰時に打ち切られる無償供与について、学校給食費の保護者負担の大幅増大が学校給食の円滑な実施に支障をきたすことを予想

し、沖縄復帰に伴う復帰特別措置に関する法律に基づき、復帰日から昭和 52 (1977) 年度まで「沖縄県学校給食用物資供給事業費交付金」を出すことで対応した。さらに小麦粉、脱脂粉乳、サラダ油については全額国庫補助が講じられたが昭和 52 (1977) 年度から漸減方式となり昭和 56 (1981) 年度で終了した。他にも学校給食施設設備に対する補助が、同法に基づき特別な優遇措置が講じられた (公益財団法人沖縄県学校給食会 2013:48-50, 120)。

- 4) 平成 29 年度以降は栄養教諭のみを対象に行っている。
- 5) 調査対象は全員、筆者の勤務経験のある地区に現在在職している知人や元同僚であり、勤務調理場または学校名の記名とそれを基にした追跡調査を実施することや回答に同意した者のみ調査対象とする旨の説明を行い、あらかじめ了承を得た。もちろん回答への協力は強制せず、無回答部分への追跡調査は行わないことで心理的負担へ配慮した。
- 6) それぞれの勤務地の調理運営方式は、特別支援班は単独調理場方式に限定されるが栄養教諭班と学校栄養職員班は単独調理場方式と共同調理場方式の両方が含まれる。
- 7) 栄養教諭及び学校栄養職員を指していると思われる。

引用文献

中央教育審議会, 2008, 『子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について (答申)』, 22-32.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/08012506/001.pdf (2021 年 9 月確認)

中央教育審議会, 2021, 『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)』, 48.

https://www.mext.go.jp/content/20210126_mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf (2021 年 9 月確認)

藤原辰史, 2018, 『給食の歴史』, 岩波新書, 111.

鷹咲子, 2018, 「学校給食と子どもの貧困」, 阿部彩・村山伸子・可知悠子・鷹咲子, 『子どもの貧困と食格差—お腹いっぱい食べさせたい』, 大月書店, 94-95.

河合知子, 2006, 「センター方式は本当に悪いのか」, 河合知子・佐藤信・久保田のぞみ, 『問われる食育と栄養士 学校給食から考える』, 筑波書房, 91-100.

片渕結子・中村修・本田藍, 2009, 「食に関する指導の現状と課題—栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士のアンケート調査から—」, 『長崎大学総合環境研究』, 12: (1), 79-88.

小林陽子・岸田佳那子, 2010, 「栄養教諭の職務に関する実態調査 - 家庭科教諭と栄養教諭の連携に関する一考察 (その 1) -」 『群馬大学教育学部紀要芸術・技術・体育・生活科学編』, 45: 153-163.

公益財団法人沖縄県学校給食会, 2013, 『50 年のあゆみ創立記念誌』, 44, 48-50, 120.

牧下圭貴, 2009, 『学校給食—食育の期待と食の不安のはざままで』, 岩波書店, 6-7.

文部科学省, 2008a, 『幼稚園教育要領』, 教育出版, 14.

文部科学省, 2008b, 『小学校学習指導要領』, 東京書籍, 14.

文部科学省, 2008c, 『中学校学習指導要領』, 東山書房, 16.

文部科学省, 2009a, 『高等学校学習指導要領』, 東山書房, 15.

文部科学省, 2009b, 『特別支援学校幼稚部教育要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 特別支援学校高等部学習指導要領』, 海文堂出版, 42.

文部科学省, 2017a, 『幼稚園教育要領 (平成 29 年告示)』, フレーベル館, 15.

文部科学省, 2017b, 『小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』, 東洋館出版社, 18.

文部科学省, 2017c, 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』, 東山書房, 31-32.

文部科学省, 2017d, 『平成 27 年度学校給食実施状況調査』 <https://www.e-stat.go.jp/stat->

- [search/files?page=1&query=%E7%B5%A6%E9%A3%9F%E3%80%80%E5%B9%B3%E6%88%9027%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E5%AE%9F%E6%96%BD%E7%8A%B6%E6%B3%81%E8%AA%BF%E6%9F%BB&layout=dataset&stat_infid=000031524055&metadata=1&data=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E7%B5%A6%E9%A3%9F%E3%80%80%E5%B9%B3%E6%88%9027%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E5%AE%9F%E6%96%BD%E7%8A%B6%E6%B3%81%E8%AA%BF%E6%9F%BB&layout=dataset&stat_infid=000031524055&metadata=1&data=1) (2021年9月確認)
- 文部科学省, 2018a, 『特別支援学校幼稚部教育要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』, 海文堂出版, 62.
- 文部科学省, 2018b, 『高等学校学習指導要領 (平成30年告示)』, 東山書房, 19.
- 文部科学省, 2019a, 『特別支援学校高等部学習指導要領』, 海文堂出版, 36.
- 文部科学省, 2019b, 「平成30年度学校給食実施状況調査」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E7%B5%A6%E9%A3%9F%E3%80%80%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E5%AE%9F%E6%96%BD%E7%8A%B6%E6%B3%81%E8%AA%BF%E6%9F%BB&layout=dataset&metadata=1&data=1> (2021年9月確認)
- 文部科学省, 2019c, 『食に関する指導の手引—第二次改訂版—』, 健学社, 23, 37-41, 236-237.
- 文部科学省, 2021, 『学校給食実施基準の一部改正について』 https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1407704.htm (2021年9月確認)
- 文部省, 1985, 「学校給食業務の運営の合理化について」, 『学校給食必携 第8次改訂版』, ぎょうせい, 880-881.
- 村上淳・松下(金尾)暢子・山本由里・笠間基寛・射越亜弥子, 2012, 「学校給食における食に関する指導や食育の実態などに関する調査研究—香川県の場合—」, 『中国学園紀要』11: 133-140.
- 農林水産省, 2016, 『第3次食育推進基本計画』, 11, 18. <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf> (2021年9月確認)
- 農林水産省, 2021, 『第4次食育推進基本計画(令和3～7年度)の概要』 https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-4.pdf (2021年9月確認)
- 岡崎光子・堀端薫・三好恵子・香川明夫・仙波圭子, 2010, 「学校における栄養教諭の役割の現状と今後のあり方」『日本食育学会誌』, 4: (1), 9-19.
- 沖縄県, 2018, 『第3次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ(万人)プラン～』, 40. https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kenkotyoku/kenko/documents/dai3jisyokuikuisinnkeikaku_1.pdf (2021年9月確認)
- 大嶋智子, 2020, 「養護教諭と理科教員の連携授業—“あなたが大切”を伝える『いのちの学習』—」『理科の教育』, 東洋館出版社, 69: (5), 42-44.
- 臨時行政調査会, 1983, 『行政改革に関する第五次答申(最終答申)』 <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/souron/6.pdf> (2021年9月確認)
- 鈴木洋子, 2011, 「小学校及び中学校における食育推進の課題の究明—養護教諭の食育への参加実態と意識からの検討—」『奈良教育大学紀要』, 60: (1), 107-112.
- 丹野久美子, 2015, 「栄養教諭による個別指導の現状と課題」『生活環境科学研究所研究報』, 47: 34-35.
- 氏家幸子・平本福子, 2013, 「小学校の食に関する指導におけるコーディネートの現状と課題—宮城県の栄養教諭・学校栄養職員を事例として—」『日本栄養士会雑誌』, 56: (4), 41-50.
- 山口光枝・五十嵐菜那, 2018, 「山形県の小中学校における食に関する指導の現状—山形県内の栄養教諭・学校栄養職員対象のアンケート調査結果」, 『山形県立米沢栄養大学紀要』5: 8-14.

資料 1 質問紙様式 1 (公立小中学校所属対象者用)

(様式 1-1) 令和元年度・2年度 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導等の実績について(回答) (小学校・中学校用)

質問1 あなたの食に関する指導の実績(授業時数)について教えてください。個人の実績をご記入ください。

- 令和元年度4月～令和2年度9月までの実績を半년도ごとにとまとめて数字でご記入をお願いします。
- 全ての小学校の授業時数を左側に、全ての中学校の授業時数を右側にご記入をお願いします。

調理施設名
食数

小学校	令和元年度4月～9月	令和元年度10～3月	令和2年度4月～9月	令和2年度10～3月	令和2年度4月～9月
① 関連教科	家庭	健康	保健	技術	理科
② 領域	道徳	総合的な学習の時間	道徳	総合的な学習の時間	学級活動
合計					
③ 授業外	給食の時間	全体朝会・集会	学年朝会・集会	その他	合計
小学校	令和元年度4月～9月	令和元年度10～3月	令和2年度4月～9月	令和2年度10～3月	令和2年度4月～9月
合計					

○黄色い色の部分は、すべて記入していただく必要はありません。実績がなければ、「0」で記入をお願いします。

○対象校がない場合(小学校のみ受配及び中学校のみ受配)は「斜線」を引いてくださるようお願いいたします。

○不明な点があれば、豊田までご連絡ください。折り返しいたします。

質問2 資料提供等の連携について教えてください。

- あなたが教職員に食に関する教材・資料・情報等の提供や連携を行ってまいったら、全ての小学校と中学校と中学校(受配校)についてまとめて数字でご記入をお願いします。

○実績がなければ0で記入してください。

小学校	令和元年度4月～9月	令和元年度10～3月	令和2年度4月～9月	令和2年度10～3月	令和2年度4月～9月
④ 教職員へ教材・資料・情報の提供等の連携した回数	回	回	回	回	回
⑤ 提供した教材・資料・情報の内容(右枠の選択肢から選び、番号で記入してください)					

【選択肢】
 ① 健康調査結果を基に作成した資料
 ② アンケート調査結果を基に作成した資料
 ③ 学校保健員会資料
 ④ 授業内容に関する資料や情報
 ⑤ 給食週間の教材や資料
 ⑥ 食育月間の教材や資料
 ⑦ 行事や食べ物に関する教材や資料
 ⑧ 食に関する指導の全体計画1
 ⑨ 食に関する指導の全体計画2
 ⑩ 食物アレルギーに関する資料
 ⑪ 食中毒発生時対応に関する資料
 ⑫ 異物混入発生時対応に関する資料
 ⑬ 給食・食育に関する資料(⑧～⑫以外)
 ⑭ 給食の時間の放送資料(ひと月分を1として記入してください) ⑮ その他

(様式1-2) * 小学校と中学校で実施したものを、この用紙にまとめて記入して下さるようお願いいたします。

質問3 家庭・地域と連携している取組について教えてください。

- 令和元年度4月～令和2年度9月までに取組んだ実績がありましたら、「種類」と「対象者」を選択肢から選び番号でご記入下さい。
 として総実施回数をご記入下さい。
- 実績がなければ「特になし」と種類の欄に記入をお願いします。
- 栄養士が複数配置で、お互いに協力して実践している場合は、それぞれに記録してください。(重複して構いません。)
- 対象者に保護者、地域が含まれるものです。

	「種類」	「対象者」	総実施回数		「種類」	「対象者」	総実施回数	
選択肢等	【選択肢から選び番号をご記入下さい。】 ①試食会 ②保護者向け講話 ③料理教室 ④地域講演会 ⑤食育(給食)だより配付 ⑥朝食レンジ集配付 ⑦島野菜レンジ集配付 ⑧郷土料理レンジ集配付 ⑨栄養等相談日 ⑩授業参観日に食育活動の実施 ⑪アンケートの実施 ⑫その他()	【選択肢から選び番号をご記入下さい。】 ①小学校保護者 ②中学校保護者 ③地域 ④その他()	【回数をご記入下さい。】 (献立表は含めません。)	選択肢等	【選択肢から選び番号をご記入下さい。】	【選択肢から選び番号をご記入下さい。】 (献立表は含めません。)	【回数をご記入下さい。】 (献立表は含めません。)	
例	(例) ⑤	①②	12回	(例)	⑩	①	2回	
	(1)		回	(1)			回	
	(2)		回	(2)			回	
	(3)		回	(3)			回	
	(4)		回	(4)			回	
	(5)		回	(5)			回	
	(6)		回	(6)			回	
	(7)		回	(7)			回	
	(8)		回	(8)			回	
	(9)		回	(9)			回	
⑤ 令和元年度				⑥ 令和2年4～9月				

資料2 質問紙様式2 (全対象者用)

様式2 学校における食育推進に関する調査

記入日：2020年 月 日

琉球大学大学院 教育学研究科 高度教職実践専攻(沖縄市立美東小学校所属) 豊田花恵

○研究調査へのご協力をお願いします。回答したくない質問については、その質問について無回答(空欄)でかまいません。

1 あなた自身についてお伺いします。該当する番号に○印をお付けください。

Q, 1 職種を教えてください。

- ① 栄養教諭 ② 学校栄養職員

Q, 2 栄養教諭・栄養職員の勤務年数(採用からの通算)を教えてください。

- ① 3年未満 ② 3年以上～5年未満 ③ 5年以上～10年未満 ④ 10年以上～15年未満
⑤ 15年以上～20年未満 ⑥ 20年以上～25年未満 ⑦ 25年以上

2 所属校についてお伺いします。該当する番号に○印をお付けください。

Q, 3 所属校の校種を教えてください。

- ① 小学校 ② 中学校 ③ 特別支援学校

Q, 4 現在の所属校の勤務年数を教えてください。

- ① 1年未満 ② 1年～2年 ③ 2年～3年 ④ 3年～4年 ⑤ 5年以上

Q, 5 所属校の児童又は生徒数を教えてください。(特別支援学校は幼児児童生徒数でご記入ください。)

- ① 100名未満 ② 100～400名 ③ 400～700名 ④ 700～1000名 ⑤ 1000名以上

3 勤務先(調理場・調理室)についてお伺いします。該当する項目を○で囲んでください。

Q, 6 勤務先の形態について教えてください。

- ① 共同調理場 ② 単独給食校 ③ 親子給食方式調理場 ④ 単独給食校だが他校に献立提供している
→提供学校数()校

Q, 7 調理業務の状況を教えてください。

- ① 直営 ② 委託 ③ その他()

Q, 8 栄養士の現時点の人数状況について教えてください。()に該当する数字をご記入ください。

- ① 本務栄養教諭()名 ② 本務学校栄養職員()名 ③ 臨時補充の学校栄養職員()名
④ 定数はあるが配置できていない()名 ⑤ 委託会社の栄養士()名

Q, 9 給食受配校の数を教えてください。特別支援学校勤務の方は、学部数を教えてください。

()に該当する数字をご記入ください。

- ① 小・中学校の方→小学校()校・中学校・()校・幼稚園こども園()校 合計()校
② 特別支援学校の方→幼稚部()・小学部()・中学部()・高等部()
他施設の特別支援学校()校 合計()

4 「食に関する指導」の計画作成等のかかわりについて教えてください。該当する項目を○で囲んでください。

Q, 10 全体計画1の作成や見直し修正にかかわったことがありますか。

- ① ある ② ない ③ 全体計画1を知らない(わからない)

Q, 11 あなたが全体計画1の作成や見直し修正のコーディネーター(連携・調整の要としての役割)となり、かかわったことがありますか。

- ① ある ② ない

Q. 12 全体計画 1の作成等にかかわった職種について教えてください。(複数選択可)

- ① 給食主任(食育担当) ② 校長 ③ 教頭 ④ 教務主任 ⑤ 学級担任 ⑥ 養護教諭
⑦ 不明(誰が作成にかかわったかわからない) ⑧ その他()

Q. 13 全体計画 2の作成や見直し修正にかかわったことがありますか

- ① ある ② ない ③ 全体計画 2 を知らない(わからない)

Q. 14 あなたが、全体計画 2の作成や見直し修正のコーディネーター(連携・調整の要としての役割)となり、かかわったことがありますか

- ① ある ② ない

Q. 15 全体計画 2の作成等にかかわった職種について教えてください。(複数選択可)

- ① 給食主任(食育担当) ② 校長 ③ 教頭 ④ 教務主任 ⑤ 学級担任 ⑥ 養護教諭
⑦ 不明(誰が作成にかかわったかわからない) ⑧ その他()

Q. 16 全体計画 1と全体計画 2の活用目的について教えてください。(複数選択可)

- ① 定例の職員会議等の会議資料 ② 全体計画や年間計画に沿って指導や活動を実施
③ 食育授業の打ち合わせ等で各学年間の系統性を見る資料 ④ 献立作成時に給食内容と関連付けを図るための資料 ⑤ あまり活用していない ⑥ 活用していない・わからない

Q. 17 所属校の全体計画 2の関連教科等の指導内容の進捗状況の把握を行っていますか。

- ① 把握している ② やや把握している ③ あまり把握していない ④ 把握していない

5 「食に関する指導」の授業のかかわりについて教えてください。該当する項目を○で囲んでください。

Q. 18 これまでの経験の中で、あなたが授業の企画立案をして、実践したことが 1 回以上ありますか。

- ① ある ② ない

6 給食管理や食に関する指導について教えてください。

A: あなた自身の考えや取り組みについて、最も近いものを下記の 5 段階(5~1)の中から選び、該当する欄に○をつけてください。

(5:とても思う 4:思う 3:どちらでもない 2:思わない 1:全く思わない)

	質問項目	5	4	3	2	1
①	学校給食を生きた教材として活用できている。					
②	食に関する指導を行う際に、教職員との連携がうまくいっている。					
③	栄養教諭と食育担当者の普段の人間関係が良好である。					
④	食に関する指導を行う際の、事前打ち合わせの時間が十分に確保できている。					
⑤	学校長をはじめとする教職員の食に関する指導に対する意識は高い。					
⑥	担当校の数が多。					
⑦	全ての担当校で十分な指導ができている。					
⑧	担当校へ資料や教材の配布、食に関する情報提供等を十分に行うことができている。					
⑨	食に関する指導の内容の検討や調整を行う体制が整っている。					
⑩	所属校の学校保健員会に専門的立場で参画している。					
⑪	食に関する社会的問題等に関する情報を把握し、学校に発信することができている。(食の安全や地域で流行している感染症の対策等)					

食に関する指導のコーディネート（連携・調整）について教えてください。

B： あなた自身の考えや意識に最も近いものを下記の4段階（4～1）の中から選び、該当する欄に○をつけてください。（4：思う 3：やや思う 2：あまり思わない 1：思わない）

	質問項目	4	3	2	1
①	教職員とのコーディネートは重要だと思いますか。				
②	教職員とのコーディネートは求められていると思いますか。				
③	教職員とのコーディネートはできていると思いますか。				
④	教職員とのコーディネートをもっとよくできると思いますか。				
⑤	家庭とのコーディネートは重要だと思いますか。				
⑥	家庭とのコーディネートは求められていると思いますか。				
⑦	家庭とのコーディネートはできていると思いますか。				
⑧	家庭とのコーディネートをもっとよくできると思いますか。				
⑨	地域社会とのコーディネートは重要だと思いますか。				
⑩	地域社会とのコーディネートは求められていると思いますか。				
⑪	地域社会とのコーディネートはできていると思いますか。				
⑫	地域社会とのコーディネートをもっとよくできると思いますか。				

Q、19 あなたが「食に関する指導」のコーディネートが必要だと思う時を教えてください。

該当する項目番号を○で囲んでください。（複数選択可）

- ① 保護者と共に食育を進めたい時 ② 全体計画や年間計画を立てる時 ③ あなたが授業に参加する時
 ④ 教員の食に関する指導への興味・関心を高めたいと思う時 ⑤ 食育イベントなど行事を計画実施する時
 ⑥ 教員が食のことを授業で取り上げたい時 ⑦ 個別指導を実施する時 ⑧ 農家等の生産者を授業に招く時
 ⑨ あなたが給食のことを授業で取り上げたいとき ⑩ 教員が農家など生産者から情報や知識を得たい時
 ⑪ 複数校で組織的に食育を進める時 ⑫ 外部の講師を授業に招く時 ⑬ 必要だと思わない
 ⑭ その他自由記述（ ）

Q、20 あなたが「食に関する指導」のコーディネートが困難だと感じるものがあれば理由を教えてください。

該当する項目番号を○で囲んでください。（複数選択可）

- ① 給食管理業務で忙しい ② どのように進めたらよいか分からない。 ③ 教職員等と話す機会が少ない。
 ④ コーディネートをする機会がつかめない。 ⑤ 共同調理場勤務であるため。 ⑥ 栄養教諭ではないため
 ⑦ 教職員等から必要とされていない。 ⑧ 人をコーディネートするのが苦手である。
 ⑨ 必要とされている内容がわからない。 ⑩ 指導計画が計画通りに実施されていない ⑪ 人材情報が乏しい
 ⑫ 学校長の意識が低い ⑬ やりにくいと思わない ⑭ その他自由記述（ ）

Q、21 職務（児童（生徒）の栄養に関する指導及び管理をつかさどる）について、あなたが意識して実践していることを具体例も交えてお書きください。（自由記述） 「特になし」場合はその旨お書き下さい。

職務について参考資料

栄養教諭は、児童の栄養に関する指導及び管理をつかさどる。（学校教育法第37条）

栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて指導を行うよう努めるものとする。（学校給食法第10条）

御協力ありがとうございました。返信用封筒に入れて投函（11月5日木までに）をお願いします。